

京都市消防局訓令乙第6号
各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防団員服制規程の一部を次のように改正する。

平成27年9月30日

京都市消防局長 杉本 栄一

別表第1 合冬服の項中

「

上 衣	制 式	<p>男性用は、剣襟とし、女性用は、きざみ折り返し襟とする。 消防団き章を付けた金色の金属製ボタン3個を1行に付ける。 ただし、女性用は銀色の金属製ボタンとする。 前面の下部の左右に各1個のふた付きポケットを付け、胸部の左に1個のポケットを付ける。 女性用の打合せは左前とする。 形状及び寸法は、第4図1(1)ア及びイのとおりとする。</p>
	そ で 章	<p>表半面に1条、2条又は3条の金色のしま織線をまとう（男性用に限る。）。 形状及び寸法は、第4図1(2)のとおりとする。</p>
ズ ボ ン	地 質	<p>上衣と同様とする。</p>
	制 式	<p>長ズボンとし、両もも及び後方の左右に各1個のポケットを付け、後方のポケットは、ボタンで留める。 両脇の縫い目に幅15ミリメートルの黒色のなな子織の側章を付ける（男性用に限る。）。 すそは、シングルとする。 形状及び寸法は、第4図2のとおりとする。</p>
ネ ク タ イ		<p>男性用は、黒色にオレンジ色のしま模様を斜めに入れた布地とする。 女性用は、暗い濃紺色にオレンジ色のしま模様を斜めに入れた布地とする。</p>
ワ イ シ ャ ツ		<p>白色の布地で、長そでとする。</p>
ブ ラ ウ ス		<p>白色の布地で、長そでのシャツブラウスとする。</p>

を

」

「

上 衣	制 式	<p>男性用は、剣襟とし、女性用は、刻み折り返し襟とする。 消防団き章を付けた金色の金属製ボタン3個を1行に付ける。 ただし、女性用は銀色の金属製ボタンとする。 前面の下部の左右に各1個の蓋付きポケットを付け、胸部の左に1個のポケットを付ける。 女性用の打合せは左前とする。 形状及び寸法は、第4図1(1)ア及びイのとおりとする。</p>
	袖 章	<p>表半面に1条、2条又は3条の金色のしま織線をまとう。ただし、女性用は銀色のしま織線とする。 形状及び寸法は、第4図1(2)のとおりとする。</p>
ズ ボン	地 質	<p>上衣と同様とする。</p>
	制 式	<p>長ズボンとし、両もも及び後方の左右に各1個のポケットを付け、後方のポケットは、ボタンで留める。 両脇の縫い目に幅15ミリメートルの黒色のなな子織の側章を付ける（男性用に限る。）。 裾は、シングルとする。 形状及び寸法は、第4図2のとおりとする。</p>
ネ ク タ イ		<p>男性用は、黒色にオレンジ色のしま模様を斜めに入れた布地とする。 女性用は、暗い濃紺色にオレンジ色のしま模様を斜めに入れた布地とする。</p>
ワ イ シ ャ ツ		<p>白色の布地で、長袖とする。</p>
ブ ラ ウ ス		<p>白色の布地で、長袖のシャツブラウスとする。</p>

に

」

改める。

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

(消防局総務部庶務課)